

◇このような相談をお受けします。

- *療育（児童発達支援）を勧められたけど、
 どういうところがあるの？
- *今まで児童発達支援を利用していたけど、就
 学したらどうすればいいの？
- *利用するにはどういった手続きが必要なの？

◇相談支援の必要性

相談支援は、園や学校、事業所などの関係機関
が連携や支援を包括的に行い、子ども達の育ち
と学びを支えていくことができます。
「こんなときどうしたらいいの？」に寄り添っ
ていきます。

◇障がい児相談支援事業所って？

- ① 障害児通所支援（児童発達支援・放課後
等デイサービス）などを利用する際の相
談に応じます。
各種福祉サービスの情報提供や助言、サ
ービス利用の調整などを行います。
- ② 児童の心身の状況、保護者の意向をお伺
いし、適切なサービスの組み合わせを一
緒に考え、「障害児支援利用計画（案）」
を作成します。
- ③ 利用を開始した障害児通所支援について
一定期間ごとに見直すモニタリングを行
い、必要に応じて、計画の変更申請など
を行います。

◇対象者

0～18 歳まで
発達に心配のある児童とそのご家族
※ただし、②③の利用に関しては、子ども発
達センターおひさま（児童発達支援、保育
所等訪問支援）を利用の方のみ。

◇費用

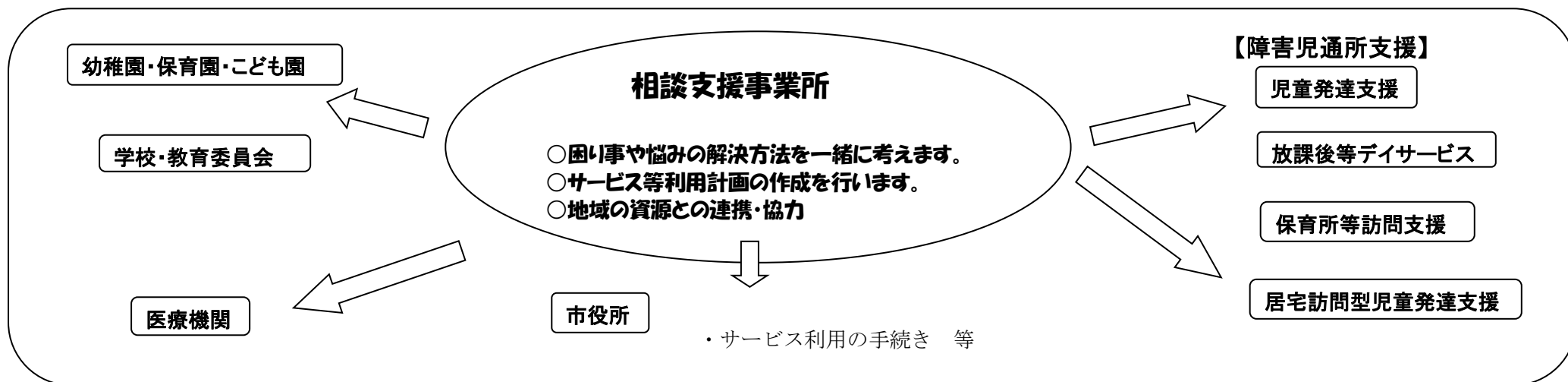
無料です。
障害児支援利用計画等を作成した場合でも、
利用者負担はありません。

◇職員

相談支援専門員

◇手続き

通所受給者証が必要です。
相談支援事業所の利用申請が必要です。



～ご利用の流れ～

相談 療育先を提案します。



子ども発達センターおひさま
(児童発達支援) 利用の場合

① **相談支援事業所 契約**

② **面談もしくは訪問・アセスメント**

障害児支援利用計画(案)作成



③ **相談支援事業所利用 申請**

④ **通所受給者証 申請**

市役所の障がい福祉課へ

下記のものを持参してください。

・お子さんの状況がわかる書類

(身障手帳、療育手帳等、または発達相談報告書、医師の意見書等)



⑤ **支給量決定**

受給者証がご自宅に届きます。



⑥ **児童発達支援 契約**

通所受給者証と印鑑をお持ちください。



⑦ **モニタリング**

定期的に利用状況を伺い、

必要に応じて計画の見直しをします。



R7. 4 作成

子ども発達センター

おひさま

相談支援事業所



〒270-1342

千葉県印西市高花二丁目1番地5

(印西市保健福祉センター内)

TEL 0476-40-6551

FAX 0476-47-2655

